様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １．【差別的な構造に対する課題解決】  いまなお、女性に対する差別的な構造が根強く残っている。働き方・暮らし方の根底にある、幼少の頃から長年にわたり形成された固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を性別に関わらずなくしていくとりくみを大阪府として具体的にすすめること。 |
| （回答）  ○　2021（令和３）年３月に策定した「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」においては、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」を計画全体の視点に位置づけており、府民向けセミナーや、市町村職員、教職員、企業人事担当者等に対する研修の実施など、あらゆる世代や立場の人々の固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に取り組んでいます。  ○　また、次世代に向けた意識啓発としては、「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」を子ども向けに分かりやすく解説する教材を作成し、大阪府教育庁とも連携しながら、本教材の周知と学校現場等での活用促進に努めています。  ○　引き続き、固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス等の解消に向けた取組を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【ジェンダー平等教育の推進】  ジェンダー平等教育を推進するために、以下のことにとりくむこと。  ①女性差別撤廃条約の基本理念をふまえ、国の「第５次男女共同参画基本計画」および「大阪府男女共同参画推進条例」、「おおさか男女共同参画プラン」（2021-2025）の重点目標の具体的取組にある「子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進」をすすめるとともに、ジェンダー平等教育の推進状況を把握するための具体的な調査をおこなうこと。ジェンダー平等教育推進のために大阪府ジェンダー平等教育基本方針を策定すること。 |
| （回答）  ○　府教育庁では、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮して多様な生き方を選択できる社会の実現をめざして、あらゆる場において、ジェンダー平等に向けた意識変革を進めるため､社会的・文化的につくられた性差観を克服することが求められており、学校教育においても積極的な取組みが必要であると認識しています。  ○　さらに、学校におけるジェンダー平等教育の推進にあたっては、「女子差別撤廃条約」の基本理念をふまえるとともに、1999（平成11）年６月に施行された、「男女共同参画基本法」、2002（平成14）年４月に施行された「大阪府男女共同参画推進条例」及び2021（令和３）年３月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」、2023（令和５）年６月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」などを各学校において具体化し、人権意識に基づいたジェンダー平等教育の推進を図ることが重要であると考えております。  ○　また、「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)にある「子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進」をふまえ、デートDV等、女性に対する暴力等の今日的課題への対応も視野にいれ、教育内容・指導方法の充実を図ることが大切であると考えています。府教育庁としては、小中学校につきましては、ジェンダー平等教育の推進状況を把握するため、ヒアリング等の機会を通じて、市町村教育委員会から確認するとともに、各学校に対し、各種資料を活用するよう指導しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ２．【ジェンダー平等教育の推進】  ジェンダー平等教育を推進するために、以下のことにとりくむこと。  ②「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（03年７月）に記載した「男女平等教育の推進についての基本的な考え方」の周知徹底及びジェンダー平等教育啓発教材等の活用が進むよう方策を講じること。 |
| （回答）  ○　府教育庁では、すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮して多様な生き方を選択できる社会の実現をめざして、あらゆる場において、ジェンダー平等に向けた意識変革を進めるため､社会的・文化的につくられた性差観を克服することが求められており、学校教育においても積極的な取組みが必要であると認識しています。  ○　ジェンダー平等教育の推進に際しての基本的な考え方について明示した「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」及び、府民文化部が作成した「ジェンダー平等教育啓発教材」をすべての公立学校に配付し、各学校に対して、学校活動のあらゆる場面で活用するように指導するとともに、その趣旨の徹底をしています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ３．【隠れたカリキュラムの点検】  各種名簿の混合化や並び方、基準服などの実態把握と、就学前の幼稚園等も含め各学校園での「隠れたカリキュラム」の点検をおこない、学校園における隠れたカリキュラム解消のための方策を講じること。 |
| （回答）  ○　ジェンダー平等教育を推進することは非常に重要であると認識しております。そのため、府教育庁としましては、「大阪府男女共同参画推進条例」（2002（平成14）年４月施行）の趣旨をふまえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を助長する場面がないかを常に点検するよう、「男女平等教育指導事例集」、「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において示すとともに、府立学校校長会、市町村教育委員会人権教育主管課長会をはじめとする研修会等において指導しております。  ○　府立高校のジェンダー平等教育の推進状況につきましては、毎年状況調査を行い、把握に努めるとともに、小中学校につきましては、毎年、ヒアリング等の機会を通じて市町村教育委員会から直接聞き取り調査を行っているところです。  ○　今後とも性別役割分担意識の点検について指導するとともに、ジェンダー平等教育の推進状況の把握に努めてまいります。  ○　府教育庁としては、「大阪府男女共同参画推進条例」（2002（平成14）年４月施行）の趣旨を踏まえ、私立幼稚園全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を助長することがないよう、男女平等教育を推進することは非常に重要であると認識しています。  ○　府内私立幼稚園等において、人権問題全般にわたる研修などを通じジェンダーにとらわれない視点に立った取組みが進められるよう、理解と協力を求めるとともに、府教育庁等が実施する「幼児教育人権研修」等の機会を活用することにより、意識の高揚に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　私学課  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ４．【男女別調査の見直し】  各種調査における男女別統計の意義や必要性を見直し、不必要な男女別調査・統計の廃止にむけとりくみ、市町村教育委員会にもはたらきかけること。また、国に全国学力・学習状況実態調査の性別欄の廃止を求めること。なお、性別が必要な調査等をおこなう場合には、調査における男女別統計の意義や必要性について子どもたちへの説明をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　性別が必要な調査等については、調査の趣旨や内容等に応じて適切に対応するなど、十分な配慮を行うよう指導してまいります。  ○　市町村教育委員会に対しては、研修やヒアリング等の機会を通じて、固定的な性別役割分担意識に基づく不必要な男女分けがないか、学校の環境や教職員の言動の見直し、また、各調査においては、その調査の意義や目的をふまえ、必要でない男女別統計については、行わないよう助言してまいります。  ○　多様な性があることから、全国学力・学習状況調査の性別欄は不必要である旨を、あらゆる機会を通じて、国に申し入れを行っているところです。  ○　また、参加主体である市町村に対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（2015（平成27）年）に基づき、各校において性別の記載について適切に対応するよう市町村を通じて、各校へ周知しております。  引き続き、国に対して申し入れを行うとともに、子どもたちが安心して調査に参加できるよう努めてまいります。  ○　大阪府学校保健統計については、1948（昭和23）年から実施し、本府の学校保健行政の推進並びに学校保健活動上、有効に活用されてきたところですが、学校保健の考え方が、集団を対象とした学校保健から個人を対象とした学校保健に変革してきたこと、また、文部科学省の実施する学校保健統計（サンプリング調査）により、全体的な傾向を把握できることなどから1997（平成９）年から廃止しております。  ○　今後とも、個別の保健調査が必要な場合には、その調査の意義や目的を踏まえつつ、必要でない男女別統計については除外するよう配慮してまいりたいと存じます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ５．【あらゆる暴力を許さない社会づくり】  配偶者・恋人等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、痴漢等の性犯罪、買売春、ストーカー行為等の暴力は、人権侵害であるという認識を深めるための教育をすすめ、あらゆる暴力を許さない社会づくりにむけてとりくむこと。 |
| （回答）  ○　配偶者等からの暴力（DV）や、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。  ○　大阪府では、大阪府男女共同参画推進条例、おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）及び大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）に基づき、配偶者等からの暴力を許さない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を推進しています。  ○　今年度においても、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）において、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設を、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、本運動の趣旨に沿った府民向けのセミナーを開催するなどの啓発活動を実施予定です。  ○　今後とも、市町村や関係団体等と連携し、府内全域で配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成等に取り組んでまいります。  ○　府教育庁としては、小中学校においては、2003（平成15）年７月に作成した、「男女平等教育指導事例集」において、「女性に対する性暴力等の防止」を基本の柱に位置づけ、性暴力等の防止と克服は男女共同参画社会をめざしていく上での重大な課題のひとつとして、この認識を深めるための事例を掲載しております。  ○　また、2021(令和３)年４月に文部科学省が作成した、「生命（いのち）の安全教育」については、小中学校校長・教頭人権教育研修及び市町村教育委員会人権教育担当指導主事連絡会で周知したところです。  ○　加えて、府立学校では、文部科学省より2023（令和５）年に通知のあった「女性に対する暴力をなくす運動」、「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」等を各校に周知しました。  ○　また、府民文化部が作成、配付したデートDV防止DVDについては、府立学校人権担当者対象の人権教育研修において、その活用推進と併せて研修を行っています。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【セクシュアル・ハラスメント防止】  教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、以下のことにとりくむこと。  ①「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」について周知するとともに、17年の「性的指向や性自認」に係る本指針の改訂をふまえ、ＱＡ集についても改訂し、実効あるものとなるよう大阪府教育庁として指導すること。 |
| （回答）  ○　セクシュアル・ハラスメントは、児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権に対する侵害行為で、決して許すことのできない行為であると認識しております。  ○　2017（平成29）年５月に改訂した「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」を「小・中学校長人権教育研修」等の研修で周知するとともに、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」の記載事例をもとに教職員研修を実施したところです。  ○　加えて、人権教育担当指導主事連絡会を実施し、各学校において、すべての教職員に指針を周知の上、教職員一人ひとりが自らの言動を見直し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めつつ、全校をあげてセクシュアル・ハラスメント防止に取り組むよう指導・助言したほか、研修等の様々な機会を通じて、周知に努めているところです。  ○　府立学校につきましては、2013（平成25）年度から、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を実施し、2023（令和５）年度からはアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」と「いじめに関するアンケート」を統合し、年間３回以上実施としております。また、2020（令和２）年より、「セクシャル・ハラスメントに関するアンケート」を実施し、2022（令和４）年からはWebによるアンケートにすることで学校を介さずにいつでも、何回でも相談できるようになっており、併せて教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態の把握に努めております。  ○　また、2021（令和３）年７月には、「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み（教育委員会用・学校園用）」を作成し、予防的な取組みや万が一事案が発生した際の対応について記載した資料を市町村教育委員会及び小中学校に配付しました。  ○　さらに、2022（令和４）年に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び基本的な指針について周知しています。  ○　今後とも、学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、あらゆる機会を通じて、府立学校及び市町村教育委員会を指導してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【セクシュアル・ハラスメント防止】  教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、以下のことにとりくむこと。  ②「『セクシュアル・ハラスメント防止のために』―障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助等における留意点－」「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」の活用状況を明らかにし、健康診断等にかかわる医療関係者も含め周知徹底をはかること。 |
| （回答）  ○　セクシュアル・ハラスメントは、児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権に対する侵害行為で、決して許すことのできない行為であると認識しております。  ○　府立学校においては、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を担当している教職員を対象に、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの未然防止と、万一、生起した際の相談体制の在り方や救済・ケアについての対応力及び相談能力の向上を図るため、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修」を実施いたしました。  ○　今後とも、2007（平成19）年度に改訂した「体罰防止マニュアル」及び「セクシュアル・ハラスメント防止指針」の趣旨徹底を図り、子どもを暴力から守るための各校の取組みや研修がさらに充実するよう、府立学校及び市町村教育委員会に働きかけてまいります。  ○　健康診断の実施におけるセクシュアル･ハラスメントの防止については、毎年周知するとともに、実施状況について把握しているところです。  ○　今後とも、学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、様々な機会を通じて、府立学校及び市町村教育委員会を指導してまいります。  ○　また、今般の児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について、2024（令和６）年１月に、府立学校及び市町村教育委員会に対して周知したところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【セクシュアル・ハラスメント防止】  教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、以下のことにとりくむこと。  ③20年から府立学校に通う子どもたちに実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の結果や効果を検証するとともに、フラッシュバック等の２次被害が生起しないように配慮すること。 |
| （回答）  ○　被害を受けている生徒を守ることと併せて、教職員等のセクハラの未然防止や意識の向上につなげるため、2020（令和２）年より「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」を実施しています。また、2022（令和４）年からはWebによるアンケートにすることで学校を介さずにいつでも、何回でも相談できるようになっております。本アンケートについては、二次被害等が生起しないよう、案内を配付する際には「回答をしたくない（出したくない）場合は回答する必要がない」旨を説明するなどの配慮を行うよう周知しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ６．【セクシュアル・ハラスメント防止】  教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、以下のことにとりくむこと。  ④セクシャル・ハラスメントの根本的解決にむけた対策を大阪府・大阪府教育庁として講じること。 |
| （回答）  ○　子どもたちに対するセクシュアル・ハラスメントが生起した場合は、府教育庁に速やかに報告することとしています。また、府立学校を対象に実施している「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」からの被害相談については内容を精査した上で、必要に応じて学校へ情報を共有し、実態調査と改善を指導しております。その際、被害にあった子どもの心のケアを最優先して取り組む等、被害者の立場に立って事象の解決を図るよう指導してまいります。さらに、再発防止に向けては、事象が生起するに至った経緯や背景を詳細に分析し、研修の実施など具体的な取組みを推進するよう努めてまいります。  ○　今後とも、学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、あらゆる機会を通じて、府立学校及び市町村教育委員会を指導してまいります。  ○　大阪府では、「配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。」（大阪府男女共同参画推進条例第９条）を定め、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」や「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」において、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、各種施策を推進するものとしています。  ○　また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）において、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設を、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、本運動の趣旨に沿った府民向けのセミナーを開催するなどの啓発活動を実施予定です。  ○　今後とも、市町村や関係団体等と連携し、府内全域で配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成等に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ７．【被害者救済システム】  「子どもを守る被害者救済システム」の子どもたちへの広報と、さらなる充実に努めること。また、それに関する研修について充実させること。 |
| （回答）  ○　「被害者救済システム」については、性暴力や教職員によるセクシュアル・ハラスメント、いじめ等の被害にあった児童生徒や保護者等からの相談を民間権利擁護機関が受け付け、第三者的立場から解決に向けた支援を行うシステムであり、子どもの人権侵害の適切な対応と未然防止のため、政令市、私立学校も対象に加え、継続しています。  ○　また、生徒指導担当指導主事会においてリーフレットを配布し、「被害者救済システム」の職員から具体的な支援内容について説明する等、各市町村教育委員会の指導主事に周知するとともに、府教育庁のホームページでも、保護者をはじめ、広く府民に周知しています。  ○　加えて、2018（平成30）年度から子ども専用ダイヤルとして、発信者に通話料がかからないフリーアクセスの回線を設置し、子ども向けに周知用のカードを配付して、子ども自らが相談をしやすい体制を整備し、市町村教育委員会を通じて、各校への周知に努めています。  ○　府立学校においては、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を担当している教職員を対象に、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの未然防止と、万一、生起した際の相談体制の在り方や救済・ケアについての対応力及び相談能力の向上を図るため、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者研修」を実施しています。  ○　今後とも、2007（平成19）年度に改訂した「体罰防止マニュアル」及び「セクシュアル・ハラスメント防止指針」の趣旨徹底を図り、子どもを暴力から守るための各校の取組みや研修がさらに充実するよう、府立学校及び市町村教育委員会に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【DV防止】  改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的とりくみをすすめること。  ①DV防止に関する啓発や資料の活用をすすめること。 |
| （回答）  ○　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」については、大阪府ホームページに掲載し、周知に努めているところです。  ○　また、デートDVの防止に向け、これまでも教職員向けの研修会、若年層に対するリーフレットやDVDによる啓発を実施してきました。今年度においても、「デートDV」をテーマにした教職員向け研修を開催する予定であり、また、デートDV防止啓発リーフレットを中学校、高等学校及び大学等へ配布する等、府民意識の向上に取り組んでいます。  ○　今後とも、DV防止に向けた府民への啓発等に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【DV防止】  改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的とりくみをすすめること。  ②暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発として、性の教育を充実させること。 |
| （回答）  ○　各学校の性に関する指導において、学校の状況や地域の実情に応じて、NPO法人や産婦人科医、助産師等の外部講師を招聘し、デートDV等について啓発しているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ８．【DV防止】  改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的とりくみをすすめること。  ③加害防止に向けた教育・教材の構築にとりくむこと。 |
| （回答）  ○　府教育庁としては、2003（平成15）年７月に作成した、「男女平等教育指導事例集」において、「女性に対する性暴力等の防止」を基本の柱に位置づけ、性暴力等の防止と克服は男女共同参画社会をめざしていく上での重大な課題のひとつとして、この認識を深めるための事例を掲載しております。  ○　また、府民文化部が作成、配付したデートDV防止DVD及び2021(令和３)年４月に文部科学省が作成した、「生命（いのち）の安全教育」については、市町村教育委員会担当指導主事連絡会等で周知するとともに、府立学校人権担当者対象の人権教育研修においても、その活用推進と併せて研修を行ったところです。また、府立学校生徒指導担当者に対しても同様に、活用推進と研修を行うこととしています。  ○　さらに改訂された「教職員向けDV被害者対応マニュアル」とその概要版についても、市町村教育委員会担当指導主事連絡会等で周知しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  ９．【労働者教育】  大阪府の実態に合わせ、人権尊重・ジェンダー平等・労働者の権利の視点にたった労働者教育としての「キャリア教育」を推進すること。また、子どもたちの就労を支援するための外部人材の活用等をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　これまで学校に対して、中学校区でキャリア教育全体指導計画作成の際、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」や「大阪府男女共同参画推進条例」をはじめとする国の法律や府の条例、及び「人権教育推進プラン」や「第５次大阪府障がい者計画」などの推進計画の基本理念をふまえることはもとより、特に支援を要する子どもたちに対しては、きめ細やかな指導ができるよう指導計画を工夫するよう求めております。  ○　取組みを進めるにあたっては、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない考え方をもち、人権尊重の意識を高めていくことができるように指導することが重要であると認識しております。  ○　具体的には、キャリア教育の観点に立った系統的な進路指導の取組みを推進するために、「進路指導のための資料第47～58集」（2013～24（平成25～令和6）年３月）には労働法等についての学習プログラム案や学習例を掲載するとともに、厚生労働省発行の「知って役立つ労働法」、「働く前に知っておくべき7項目」を活用するよう、小・中学校に配付し、市町村教育委員会を指導しているところです。  ○　また、2019（平成31）年4月に「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」、2019（令和元）12月に「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けて-キャリア・パスポートの活用－」を小・中学校に配付するとともに、2012（平成24）年度より実施している「キャリア教育指導者（養成）研修」において、その普及に努めているところです。  ○　2020（令和２）年度から、「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深めるとともに、企業やNPOの協力を得ながら、実社会における課題の解決に向けて探究的な学習に取り組んでおり、その成果の普及を図っております。2024（令和６）年度は、府内で、計346校（小学校226校、中学校120校）（政令市を含む）にて実施しています。  ○　今後も、児童生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、自らの権利とともに他者の権利も尊重する姿勢を育てていくための取組みを進めるなど、より一層の充実に努めてまいります。  ○　府立学校に対しては、府商工労働部と連携し、2011（平成23）年３月に、16才からの“シューカツ”教本「キャリア教育＆就職支援ワーク集」を配信し、各校がキャリア教育の充実を進められるよう支援しております。  ○　さらには、民間企業等と包括連携協定を締結し、実社会で役立つ授業や就業体験を通じたキャリア教育の充実を図っているところです。  ○　今後も、働く人の視点に立ち、キャリア教育の取組が充実するよう努めるとともに、生徒が将来働く際に必要な労働法の周知に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．【性の多様性】  「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関わる府民の理解の増進に関わる条例」などをふまえ、以下のことにとりくむこと。  ①大阪府教育庁「性の多様性を理解するために」の冊子等の活用をすすめ、性の多様性についての理解を深めるとともに、差別解消にむけての具体的とりくみをすすめること。 |
| （回答）  ○　教職員向け啓発資料「性の多様性の理解を進めるために」については、学校現場での性の多様性に関する理解を積極的に進めるため、その活用について指導助言するとともに、管理職研修や人権研修等で周知を続けています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　人権教育企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．【性の多様性】  「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関わる府民の理解の増進に関わる条例」などをふまえ、以下のことにとりくむこと。  ②教育実践の推進・教材開発等、また、基準服・体操服の着衣や並び方等、教育のあらゆる場面で「性的指向・性自認」（SOGI）の考え方をひろめ、子どもたちの人権が守られるてだてを講じること。 |
| （回答）  ○　性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが重要であると認識しております。  ○　国からの通知・資料・府の条例の趣旨をふまえ、教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが必要であること、また、「性の多様性を理解するために」を活用し、学校の実態に応じて、性的マイノリティの人権も含めて教職員研修等を行い、理解を深めるとともに、児童生徒が正しく理解するよう、市町村教育委員会に対して指導しているところです。  ○　今後は、条例の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童生徒に対して、正しく理解するよう指導してまいります。また、ヒアリング等の機会を通じて、性的マイノリティの子どもたちの状況を把握し、子どもたちの人権が守られるように指導助言してまいります。  ○　府教育庁としては、2023（令和５）年６月に公布された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」や国からの通知・資料・府の条例の趣旨をふまえ、教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが必要であること、また、「性の多様性を理解するために」を活用し、学校の実態に応じて、性的マイノリティの人権も含めて教職員研修等を行い、理解を深めるとともに、児童生徒が正しく理解するよう、市町村教育委員会や府立学校に対して指導しているところです。  ○　今後は、条例の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童生徒に対して、正しく理解するよう指導してまいります。また、ヒアリング等の機会を通じて、性的マイノリティの子どもたちの状況を把握し、子どもたちの人権が守られるように指導助言してまいります。  ○　また、府立学校の管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会の中でもSOGIに関わる研修に活用できるDVD等を周知しております。さらに、2013（平成25）年度から、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を年２回実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、学校生活での不安な事や、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について把握に努めております。  ○　2023（令和５）年度からは、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を「いじめ等アンケート」として統合し、年間３回以上の実施としました。アンケートの実施に伴い教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ、セクシュアル・ハラスメント、体罰等について実態を分析し、未然防止対策に努めております。  ○　また、2014（平成26）年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを導入しています。本カードの活用により、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている等について、入学時の早い時期に学校が把握し、生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるように努めております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  10．【性の多様性】  「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関わる府民の理解の増進に関わる条例」などをふまえ、以下のことにとりくむこと。  ③部活動においてもSOGIの考え方で子どもたちの人権が守られるよう、関連団体にはたらきかけること。 |
| （回答）  ○　部活動においても、人権に配慮し、かつ、その時々の児童生徒の状況に応じた対応がされるよう、冊子の活用も含め、関係団体に働きかけているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  11．【プライバシーを守るための施設の充実】  府立学校において、子どもたちのプライバシーを守る視点にたった更衣室や多目的トイレ等の設置をすすめること。また、市町村教育委員会に対しても設置がすすむよう指導・助言すること。 |
| （回答）  ○　府立学校における「性的指向・性自認」（SOGI）に関する教育環境の改善にかかる施設整備については、学校からの要望をお聞きし、関係課と連携しながら予算の確保に努めてまいります。  ○　小・中学校の施設整備にあたっては、文部科学省から「施設整備指針」として、その整備の方向性が示されております。同指針においても「更衣室は、児童・生徒に利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。」と示されており、設置者である各市町村にあっては、同指針を参考にしながら施設整備が進められているところです。  ○　種々の施設整備にあたっては、国の補助制度が用意されておりますが「更衣室の整備」に限った補助制度はなく、学校施設の新築・改築や大規模改造事業を実施する際に同時に整備する場合のみ補助対象とすることとなっております。  ○　各市町村に調査をいたしました結果、更衣室が整備されていない学校については、空き教室等を使用したり、複数の普通教室で男女に分けて更衣している等の報告を受けております。  ○　整備に関しまして、ヒアリングの場や市町村担当者を集めた研修会等を通じて、補助制度等を活用し、整備するよう引き続き市町村に働きかけてまいりたいと考えております。  男女別更衣室の設置状況　　2023（令和５年）年４月１日現在   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 全校数 | 設置校数 | 設置率 | | 小学校 | 961 | 262 | 27.2% | | 中学校 | 446 | 163 | 36.5% | | 義務教育学校 | 10 | ８ | 80.0% | |
| （回答部局課名）  教育庁　施設財務課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  12．【保健体育】  保健体育の授業で、性別で分けることなく共学・共修をすすめるよう、好事例の発信や実践交流など、具体的てだてを講じること。また、学習内容がジェンダー平等の視点でとりくまれるよう市町村教育委員会に指導・助言すること。 |
| （回答）  ○　学習指導要領では、「体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること」とあるため、各学校が種目の特性、また、生徒の発達の段階に配慮した教育課程が編成されているものと認識しております。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【性の教育】  人権、ジェンダー平等の視点にたち、SOGIの観点を含む個人の自己決定権を尊重する包括的な性の教育をすすめるために、以下のことにとりくむこと。  ①性教育指導事例集「わたしを生きる」が学校現場で活用されるようてだてを講ずること。さらに、「性に関する指導」における指導者養成研修での成果にもとづき性の教育をひろげるためのてだてを講ずること。 |
| （回答）  ○　府教育庁としては、2019（平成31）年２月に「性に関する指導」参考資料「ひとり一人の生と性」を作成、性に関する指導普及研修（2020（令和２）年２月）では、その参考資料の活用事例について実践発表することで、学校において効果的な性に関する指導の充実が図れるよう努めています。  ○　また、「性教育指導事例集―わたしを生きる―」（2003(平成15)年作成）の活用についてを、「指示事項」「指導助言事項」に示し、府立学校及び市町村教育委員会に対して指導しているところです。今後も、性に関する指導に当たる教職員の資質向上に努めるとともに、継続して学校における「性に関する指導」の取組みを支援してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【性の教育】  人権、ジェンダー平等の視点にたち、SOGIの観点を含む個人の自己決定権を尊重する包括的な性の教育をすすめるために、以下のことにとりくむこと。  ②しょうがいのある子どもたちに対する性の教育の必要性についての認識を深め、とりくみをすすめること。 |
| （回答）  ○　府立支援学校では、児童生徒の障がいの状況を踏まえて、各学校・各学部で発達段階に応じた性に関する指導をすすめています。大学と連携して、障がいのある生徒のための性に関する指導の研究を行い、報告書をまとめるなどの取組を行っている学校もあり、その成果を広く支援学校等において共有し、取組みをすすめてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【性の教育】  人権、ジェンダー平等の視点にたち、SOGIの観点を含む個人の自己決定権を尊重する包括的な性の教育をすすめるために、以下のことにとりくむこと。  ③「生命（いのち）の安全教育」について、とりくみが交流できるように研修を実施するなど、具体的てだてを講ずること。 |
| （回答）  ○　2023(令和５)年８月に、すべての教職員を対象にした「性に関する研修」において、「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用いただくよう啓発するとともに、関西大学と連携し、「学校におけるトラウマインフォームドケア」をテーマに、研修を行ったところです。  ○　その研修において、６人１グループに分かれ、各学校の取組み状況等についてディスカッションすることにより、教職員の資質や能力の向上を図ったところです。  ○　引き続き、各校の好事例を共有するなど、「生命（いのち）の安全教育」を推進してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  13．【性の教育】  人権、ジェンダー平等の視点にたち、SOGIの観点を含む個人の自己決定権を尊重する包括的な性の教育をすすめるために、以下のことにとりくむこと。  ④現代のネット環境下において、性に関する情報を適切に判断し対応できるよう、性情報に関するリテラシー教育をすすめるてだてを講じること。 |
| （回答）  ○　性に関する指導において、インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、例えばプライベートゾーンを撮影したり、他者に送ったり、SNSに掲載したりすることは絶対にしてはいけない等を、指導しているところです。2024（令和６）年５月に行われた小中学校新任校長・教頭研修において、プライベートゾーンを撮影し、SNSに掲載する事例を取り上げ、管理職の対応について検討を行いました。性情報に関するリテラシー教育の観点も踏まえて指導することや場合によっては性暴力につながるケースもあることから警察と連携することが重要である旨を周知しました。  ○　引き続き、研修や会議等の機会を通じて、性情報に関するリテラシー教育の観点も踏まえて指導するよう周知してまいります。  ○　インターネット上での性に関するケース等、学校だけでは対応が困難な事案が生起した場合、警察や民間事業者と連携し、早期に解決が図られるよう「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を運用してきました。同ネットワークでは、SNS等を介して生起している事案の情報交換、ネット上での性に関わるトラブル等の未然防止に向けた学校や保護者に対する情報提供および啓発等にも取り組んでいるところです。  ○　2019（平成31）年３月に策定した「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」では、保護者の責任とともに、適切な携帯電話との向き合い方について、学校で指導することの必要性を示し、具体的な指導例を盛り込みました。  「携帯電話の利用についての実態調査」2008（平成20）年７月  「携帯電話の利用について再調査」2011（平成23）年  「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」2009（平成21）年３月  「　同　追加資料」2011年（平成23）３月作成以降毎年改訂  「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」2019(平成31)３月  ○　引き続き、児童生徒がネットを介した性に関わる事案に巻き込まれることのないよう、市町村教育委員会、関係機関と連携して取組みを進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　保健体育課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  14．【若年層の性的搾取】  若年層を性的搾取から守るために、以下のとりくみをすすめること。  ①子どもを性的な対象として搾取する実態や写真・動画の扱われ方等を把握し、対策を講ずること。対策については、単に補導や生徒指導の視点ではなく、人権的な視点で実施すること。 |
| （回答）  ○　子どもを性的な対象として搾取する実態や写真・動画については、大阪府青少年健全育成条例において、性行為やわいせつ行為、それらを要求する行為を禁止するなどの規制を行っているところです。  ○　対応策として、SNS等において性犯罪を誘発するおそれのある書き込みや検索に対して、当該者のSNSの画面上に注意喚起のメッセージを表示するターゲティング広告を実施しています。  ○　また、青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するため、有害役務営業の立入調査等を警察や教育庁と合同で実施しているところです。  ○　併せて、性別に関わりなく、青少年が性被害に遭うことのないよう、各種啓発活動等に努めるとともに、性犯罪の具体的な勧誘手口等を盛り込んだ動画教材のホームページ掲載やリーフレットを作成し、教育庁や警察等と連携して学校や子ども支援団体における更なる教育・啓発に取り組んでいます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子ども青少年課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  14．【若年層の性的搾取】  若年層を性的搾取から守るために、以下のとりくみをすすめること。  ②「AV出演被害防止・救済法」の周知及び啓発をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　府教育庁としましては、JKビジネスが、青少年の健全育成を阻害するものであると認識しています。2022（令和４）年４月には、文部科学省の『「アダルトビデオ」出演強要問題緊急パッケージについて』を府立学校へ周知しました。指導にあたっては、個別の事案に応じ、生徒の心情や背景等に十分配慮した対応を行うことが重要であると考えており、教職員が生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、生徒に寄り添った立場を踏まえた指導となるよう、府立学校に指示してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  14．【若年層の性的搾取】  若年層を性的搾取から守るために、以下のとりくみをすすめること。  ③性犯罪・性暴力被害者救済に関する相談窓口の周知をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　性犯罪被害にあわれた方の相談窓口については、治安対策課HPの「被害者相談窓口」及び「性犯罪・性暴力の被害にあったら」において周知しているところです。  ○　また、「犯罪被害者週間」の広報啓発イベント等で相談窓口案内のQRコードを明記した啓発物を配布するなど、広く府民への周知に努めています。  ○　大阪府では、2021（令和３）年３月に策定した「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に「性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進・強化」を基本的方向性の一つに位置付け、各部局において様々な取り組みを推進しています。  ○　若年層への啓発の取り組みとして、性暴力を含むデートDVの被害を防止する方法や相談窓口を掲載した啓発リーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、大阪府教育庁等と連携を行い、学校現場等での周知・活用を推進しています。  ○　今後とも、性暴力のない社会の実現をめざして取組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  政策企画部　危機管理室　治安対策課  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  15．【妊娠を理由とした退学等】  18年３月文科省通知「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒に対する対応等について」を周知すること。妊娠した子どもへの学業継続にむけた適切な対応について実態を把握し、今後のとりくみを明らかにすること。また、妊娠をした子どもへ相談窓口の周知などケアをおこなうこと。 |
| （回答）  ○　2018（平成30）年３月に、文部科学省から通知された「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等をふまえた妊娠した生徒への対応等について」を、2018（平成30）年５月に周知しており、今後も研修等で、妊娠した生徒の支援について周知してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  16．【私立学校の課題】  ジェンダー平等教育が私立学校においても適切におこなわれるよう指導すること。 |
| （回答）  ○　私立学校においては、各校が建学の精神に基づいて学校教育を行っているところですが、引き続き、校長会や私立学校人権教育研究会などのあらゆる場面をとおして、ジェンダー平等教育が適切に行われるよう私立学校に求めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　私学課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  17．【研修の充実】  ジェンダー平等教育（性の教育を含む）の啓発、管理職はじめ教職員がジェンダーに敏感な視点を養うため、以下のことにとりくむこと。  ①管理職や指導主事を対象にセクシュアル・ハラスメント防止やジェンダーに敏感な視点を養うための研修をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　府教育センターでは、「府立学校長研修」、「府立学校新任校長研修」、「府立学校教頭研修」、「府立学校新任教頭研修」、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「小・中学校リーダーシップ養成研修１，２」等において、講義や事例研究を通して、教育現場での管理職の責務という観点から、ジェンダー平等教育やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた研修を行っているところです。特に今年度は、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」において、喫緊の課題である「学校におけるセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力防止」を重点的に取り上げ、事例検討も含めた講義を行いました。  ○　また、教職員対象の「府立学校人権教育研修（ジェンダー平等）」、「小・中学校人権教育研修(ジェンダー平等)」において、市町村教育委員会のジェンダー平等教育担当指導主事も研修に参加しているところです。  ○　大阪府教育庁においては、管理職や教育庁転入職員を含む全職員を対象とした人権研修を実施しているところです。今後とも、当該研修内容の充実に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育総務企画課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  17．【研修の充実】  ジェンダー平等教育（性の教育を含む）の啓発、管理職はじめ教職員がジェンダーに敏感な視点を養うため、以下のことにとりくむこと。  ②教育センターにおけるジェンダー平等教育の研修の充実をはかるとともに、各市町村教育委員会でのジェンダー平等教育に関する研修について支援すること。 |
| （回答）  ○　府教育センターでは、教職員の専門的知識・技能と実践的指導力の向上を図るため、小中学校、高等学校及び支援学校の初任者・新規採用者研修、「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」等で、ジェンダー平等教育やセクシュアル・ハラスメント防止についての研修を実施し、「生命（いのち）の安全教育」についてもふれております。特に小中学校対象の研修においては、市町村教育委員会の参加も求め、各市町村における研修実施への支援もしているところです。  ○　府内の小中学校における研修の実施状況につきましては、市町村教育委員会へのヒアリングにより実態の把握をしております。ジェンダー平等教育（男女平等）に関する研修は、2023（令和５）年度、小学校80.3％、中学校73.7％、ジェンダー平等教育（性的マイノリティ）に関する研修は、小学校81.0％、中学校78.6％、セクシュアル・ハラスメント防止研修は、小学校100％、中学校100％で実施しております。また、市町村教育委員会が主体となって行っているジェンダー平等（男女平等）に関する研修は、2023（令和5）年度75.6％、ジェンダー平等教育（性的マイノリティ）に関する研修は87.8％、セクシュアル・ハラスメント防止研修は100%の市町村が実施しており、今後も効果的な研修が行われるよう働きかけてまいります。  ○　今後とも、参加型・体験型の研修を取り入れるなど、研修内容・研修方法を工夫し、研修の充実を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  17．【研修の充実】  ジェンダー平等教育（性の教育を含む）の啓発、管理職はじめ教職員がジェンダーに敏感な視点を養うため、以下のことにとりくむこと。  ③学校園でのジェンダー平等教育の実践について、とりくみが交流できるように研修を実施するなど、具体的てだてを講ずること。 |
| （回答）  ○　府教育庁では、小中学校での取組みを進めるために、教材集・資料等を作成・配付するとともに、実践研究協議会を開催し実践を交流することにより、学校でのジェンダー平等教育の取組みを進め、指導方法等の充実を図っております。  ○　引き続き、研修方法や内容を充実させ、学校におけるジェンダー平等教育が推進されるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  17．【研修の充実】  ジェンダー平等教育（性の教育を含む）の啓発、管理職はじめ教職員がジェンダーに敏感な視点を養うため、以下のことにとりくむこと。  ④学校園で、教職員対象に実効性のある校内研修が実施されるようはたらきかけること。 |
| （回答）  ○　府教育センターでは、「府立学校新任校長研修」等において講義や事例研究などを通し、セクシュアル・ハラスメントを許さない学校づくりに向けて、適切なリーダーシップを発揮できるように管理職研修の充実に努めています。また、「小・中学校長人権教育研修」や「小・中学校リーダーシップ養成研修１，２」において、講義や事例研究等を通して、セクシュアル・ハラスメントを許さない学校づくりを推進するための方策について学ぶなど、管理職研修の充実に努めているところです。  ○　小中学校におけるジェンダー平等教育の推進やセクシュアル・ハラスメントを防止するために、あらゆる機会を通じて、事例検討を含めた校内研修を実施するよう、市町村教育委員会に指導しているところです。  ○　また2017（平成29）年５月に改訂した「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」を「小・中学校長人権教育研修」「小・中学校教頭人権教育研修」において配付し、セクシュアル・ハラスメントを許さない学校づくりを推進するよう、管理職研修の充実に努めているところです。2021（令和３）年７月には、「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み（教育委員会用・学校園用）」を作成し、予防的な取組みや万が一事案が発生した際の対応について記載した資料を市町村教育委員会及び小中学校に配付しました。  ○　さらに、2022（令和４）年に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び基本的な指針について、あらゆる機会を通じて周知しているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  18．【メディア】  メディア等における性の商品化や暴力的表現及び性別役割分担をみなおし、女性の人権を尊重した表現をおこなうよう各方面に大阪府としてはたらきかけること。特に、学校園で配布されるリーフレット等については、ジェンダー平等の視点で点検をおこなうこと。 |
| （回答）  ○　大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」において、「女性の人権を尊重した表現の推進」を基本的方向性として位置付けています。同プランに基づき、府の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現が行われるよう、2021（令和３）年３月に「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を作成し、女性の人権を尊重した表現の推進に取り組んでいるところです。  ○　なお、本ガイドラインについては、その記載内容や表現方法等について府民等から寄せられた多くの意見を踏まえ、2021（令和３）年11月に改訂しました。  引き続き、府民、事業者等にも参考としていただけるよう、情報発信に努めてまいります。  ○　府教育庁としましては、「大阪府男女共同参画推進条例」（2002（平成14）年４月施行）の趣旨をふまえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を助長する場面がないかを常に点検するよう、「男女平等教育指導事例集」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において示すとともに、市町村教育委員会人権教育主管課長会をはじめとする研修会等において指導しております。  ○　また、府から市町村・学校へ配付するリーフレット等について、固定的な性別役割分担意識を助長する描写にならないよう、引き続き確認してまいります。  ○　府教育庁では、教員向け研修の中で、教員がジェンダー平等教育についての現状と課題について理解するとともに、学校に求められる役割について認識を深める取組みを実施しています。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課  教育庁　市町村教育室　小中学校課  教育庁　教育振興室　高等学校課  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  19．【教員養成課程・管理職任用】  教員養成課程のカリキュラムにジェンダーに敏感な視点にたった項目をとり入れるようはたらきかけるとともに、管理職選考や教員採用選考にジェンダー平等教育の観点を盛り込むこと。 |
| （回答）  ○　教員養成課程のカリキュラムにジェンダーに敏感な視点を取り入れることにつきましては、大阪府として、教員養成課程への男女平等教育の組み入れを図るよう、機会をとらまえて国に働きかけてまいります。  ○　さらに、教員採用選考におきましては、従来から、基本的人権を尊重し、公平な立場で児童生徒の指導ができる教員を求めてテストを実施してまいりました。  ○　今後とも、男女共生教育を含む人権尊重の教育について正しい認識を持った優秀な教員の確保に努めてまいりたいと存じます。  ○　また、校長や教頭は、男女共生教育を含む高い人権意識と事象に対する的確な問題意識を持ち、教職員、児童生徒及び保護者に対し迅速・適切に指導・対応できる資質能力を有していることが重要であると認識しており、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人物の選考･登用に努めてまいりたいと存じます。  ○　そのため、管理職選考（公立小中学校の任期付校長及び府立学校長を除く。）においては、府立学校長及び市町村教育委員会教育長が対象者を推薦することとしており、推薦書には、研修歴、研究団体などの活動歴、校務分掌及び教育実績などの記載欄を設けており、人権・同和教育の経験や実践などの実績が反映されるようにしております。  ○　その上で筆答試験と面接試験を実施しており、人権意識と事象に対する的確な問題意識について出題し、基本的な認識や具体的な方策、課題に対する管理職としての対応能力や資質等を問うたところであります。  ○　また、面接試験においては、自校での人権教育の取組や課題、管理職として課題解決に向けた方策、さらに事象に対する問題点や対応方策などについて問うことにより、管理職としてふさわしい人権感覚や人権意識、事象に対する対応能力を有しているか否かを評価するよう努めているところであります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員企画課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

様式　２

回　　　　　　答

団体名（　　　部落解放大阪府民共闘会議　　　）

|  |
| --- |
| （要望項目）  20．【男女共同参画社会】  子どもたちの男女共同参画意識を向上させるためにも、女性活躍推進法にもとづく21年度改定大阪府教育委員会特定事業主行動計画などをふまえ、男女共同参画社会にみあった女性管理職率にすること。当面、女性比率25％をめざし、30％とするための年次目標を明らかにすること。 |
| （回答）  ○　女性の管理職への登用につきましては、女性活躍推進法にもとづく大阪府教育委員会特定事業主行動計画などをふまえ、女性教員の管理職への登用を推進するため、女性教員が学校運営を管理する職務等で経験が積めるようにするなど、人材の計画的育成に努めることとしており、府立学校長や市町村教育委員会に対して働きかけを行っているところです。  ○　また、女性教員の管理職登用の促進に向けた環境整備という観点からも、管理職選考において、女性教員の積極的な推薦に配慮することとしています。今後一層の環境整備が図られるよう、府立学校長や市町村教育委員会に対しても、管理職研修や人事担当主管課長会議などを通じて、働きかけを行っているところです。  ○　今後とも、府立学校長や市町村教育委員会と連携を密に取りながら、こうした取り組みを推進してまいりたいと存じます。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |